

洲本市文化体育館飲食事業者公募要項

公募申込受付期間

令和 8 年 8 月 1 4 日（金）から

令和 8 年 1 0 月 2 日（金）まで

洲本市教育委員会

洲本市文化体育館飲食事業者公募要項

1 趣旨

この要項は、地域住民及び洲本市文化体育館利用者の利便性向上を図る目的で、施設内の飲食スペースで飲食店を営業しようとする候補者の公募に関し必要な事項を定めるものとする。

2 公募物件等

- (1) 所在地 洲本市塩屋1丁目1番17号 洲本市文化体育館内1階
- (2) 面積 ①厨房：約38.7㎡
②喫茶室：約60.5㎡
③その他（ゴミ置場、屋外機置場）：約7.4㎡
(合計：約106.6㎡)
- (3) 配布資料 平面配置図、施設利用状況表、自主事業開催結果

3 公募条件等

(1) 営業形態

洲本市文化体育館利用者への飲食（食事・喫茶）の提供及び文化ホール使用時における来場者への軽食・喫茶の提供。

ただし、次の条件をすべて満たす場合に限り、飲食の提供と並行して行う飲食の提供以外の営業を認める場合がある。

- ・主となる営業形態が洲本市文化体育館利用者の利便性向上を図るための飲食の提供であること。
- ・洲本市文化体育館利用者への飲食提供を妨げるものではないこと。
- ・洲本市文化体育館利用者の利便性向上等に資するものであること。

(2) 使用形態

洲本市教育財産の管理に関する規則に基づく教育財産使用許可とする。

(3) 使用料

最低使用料は月額80,000円（税込）とし、入札の際に提示した金額とする。

(4) 使用期間

使用期間は令和9年3月31日までとする。

なお、更新申請をすることができますが、許可の更新を保証するものではありません。

(5) 使用目的

使用許可物件は、飲食店営業の目的のみに使用し、これ以外の目的に使用することはできない。

ただし、3（1）に定める範囲内で、洲本市教育委員会が特に認めたときはこの限りでない。

(6) 転貸・譲渡の禁止

使用許可物件の転貸、営業権等の第三者への譲渡（経営実態の変更）は禁止する。

（７）地位の承継

使用予定者の変更や組織変更などにより、新たに使用許可が必要となるときは、原則として地位の承継を認めない。ただし、洲本市教育委員会が特に認めたときはこの限りでない。

（８）許可等の取得

使用予定者は、飲食店営業に必要な許可等を営業開始までに取得すること。

（９）営業時間・休業日等

営業時間は、洲本市文化体育館の開館時間内とし、施設の休館時（原則、毎週火曜日・年末年始）は休業するものとする。

なお、使用予定者は、できる限りすべての開館時間中の営業に努めるものとし、週３５時間以上は営業するものとする。

また、土日を定休日とすることは認めない。

※施設の使用時間は別途協議とする。（深夜・早朝使用も協議のうえ可）

（１０）内部工事等

① 内装、附帯設備等その他営業開始のために必要な工事等は、使用予定者の経費負担で施工するものとする。

当該工事等は、設計書等を提出のうえ設計協議を経て、洲本市教育委員会の承認後、着工可能とする。なお、諸官庁等へは使用予定者が届出を行う。

使用許可物件の明渡し時は、使用予定者の経費負担で内装等を撤去し、原状回復すること。

② 厨房備品、什器類等（日常的に使用する家具、道具、食器類及び小型備品等）は使用予定者の経費負担で整備・準備するものとする。

※食品衛生法第５５条に基づく許可証を取得後、その写しを速やかに洲本市教育委員会へ提出すること。

③ 施設全体の環境等の保護のため、外観の変更は原則できません。

④ 飲食スペース外に対する看板類の設置や掲示などについては、洲本市教育委員会が認める範囲内で可能とする。

４ 費用負担

（１）電気、ガス及び水道の料金に要する費用は、使用予定者の負担とする。

なお、電気料金については、使用料と併せて納付するものとする。

（２）市が設置した建築物（躯体）等について、使用予定者の責めに帰すべき理由により修繕等の必要性が生じたときは、使用予定者が原状回復に要する費用を負担する。

（３）使用予定者が使用許可物件を立ち退くときは、使用予定者の費用をもって、遅滞なく当該物件の引渡しを受けた日の原状に回復する。

（４）その他疑義が生じた場合は、洲本市教育委員会と使用予定者が協議し決定する。

5 維持管理等

- (1) 使用予定者は、使用許可物件について、善良なる管理者の注意をもってこれらを正常な状態において維持管理しなければならない。
- (2) 厨房からの換気・排気については特に注意し、文化ホールその他館内へ臭いや煙等が流入及び滞留することのないよう必要な措置を講じなければならない。
- (3) 換気扇は清潔な状態を維持し、油汚れが付着することのないよう常に清掃を実施しなければならない。
- (4) 廃棄物の処理は、一般及び産業廃棄物許可業者に収集運搬を依頼するなど適正に処理しなければならない。(販売によって発生したごみは積極的に回収すること。)
- (5) 消防法の規定に基づき、防火管理者の配置等必要な措置を講じなければならない。
- (6) 利用者等からのクレーム発生時には、使用予定者の責任において迅速に対応しなければならない。
- (7) その他必要な維持管理については、洲本市教育委員会の指示により、使用予定者が行わなければならない。

6 使用の制限

洲本市教育委員会は、使用予定者が次のいずれかに該当するときは、使用許可の内容を変更又は使用許可を取り消し、もしくは使用の中止を命じることができる。

- (1) 使用予定者が公募資格を失ったとき。
- (2) 使用許可を受けた使用の目的に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 使用料を3か月以上滞納したとき。
- (5) 市が設置した施設等を故意にき損したとき。
- (6) 天災地変その他避けることのできない理由又は公益上の理由により、必要があると洲本市教育委員会が認めるとき。
- (7) 洲本市教育委員会が業務又は管理上の理由により、必要があると認めるとき。
- (8) 公用もしくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるとき。
- (9) その他この公募要項の公募条件などに反したとき。

7 禁止事項

使用予定者は、下記に該当する行為をしてはならない。

- (1) 使用許可物件を飲食店営業の業務以外の用途に使用すること。
ただし、洲本市教育委員会が特に認めたときはこの限りでない。
- (2) 洲本市教育委員会の許可を受けずに使用許可物件に附帯設備を設置し、又は設置した附帯設備を変更すること。
- (3) 使用許可物件の原状を変更し、又はこれに工作物を設置すること。
- (4) 使用許可物件の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸すること。

- (5) 周囲の環境を乱し、又は他人に迷惑を及ぼすこと。
- (6) その他不適切と認められる行為を行うこと。

8 公募申込資格

公募申込資格要件は、下記のとおりとする。

- (1) 営業に必要な資格及び免許、許可を営業開始までに取得している者であること、もしくは営業開始までに確実に取得できる者であること。
- (2) 許可期間中に継続して管理運営ができる資金力と経営能力を有し、かつ、過去の経歴及び実績並びに社会的信用を有する者であること。(1年間以上の飲食店営業もしくは飲食店勤務の実績や飲食店営業及び飲食店勤務において、自らの責任の中で、食品衛生上、重大な過失もしくは事故等の経歴がないこと。)
- (3) 申込者もしくは申込者の権限が及ぶ者(申込者が雇用した者等を含む)により、当該業務が円滑に遂行できる能力があると認められること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て(旧会社更生法に基づくものを含む)をしている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く)又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てをしている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く)でないこと。
- (6) 破産法に基づく破産手続き開始の申立てをしていないこと。
- (7) 次の①～⑤までのいずれにも該当しないこと。
 - ① 役員等(洲本市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱第2条第5号に規定する役員等をいう。以下この号において同じ。)が同条第3号に規定する暴力団等(以下この号において「暴力団等」という。)であると認められるとき。
 - ② 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしたと認められるとき。
 - ④ 役員等が暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団(洲本市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱第2条第1号に規定する暴力団をいう。)の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。
 - ⑤ 役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 国税及び地方税等に滞納がないこと。
- (9) この公募要項に定める趣旨、諸条件を遵守し、公募要項に定めるものの他、必要な事項について、洲本市教育委員会の指示に従うこと。

9 その他

- (1) 使用許可の内容の変更又は使用許可の取り消し、もしくは使用の中止を命じた場合において、それによって生じる使用予定者の損害については、洲本市教育委員会は一

切補償をしない。

- (2) 洲本市教育委員会から求めがあった場合は、随時実地調査を受け入れ、売上等の経営状況が分かる資料などの必要な資料を速やかに提出し、許可物件の維持使用について、洲本市教育委員会の指示に従うこと。
- (3) 許可物件の維持使用にあたっては、労働関係法令、食品衛生法、その他関係法令、条例、規則等を遵守すること。

10 退去の手続き

使用予定者が退去を行う際の手続きは、下記のとおりとする。

(1) 退去の事前通知

使用予定者の都合により退去しようとするときは、退去を希望する日の1か月前までに、洲本市教育委員会へ書面による退去通知を提出しなければならない。

(2) 原状回復及び立会い

使用予定者は、退去日までに自己の費用負担において使用許可物件を原状に回復しなければならない。また、退去日には洲本市教育委員会職員と現地で立会いを行い、原状回復状況等の確認を受けなければならない。

11 公募申込方法

公募の申込みは、公募申込書に必要書類を添えて行うものとする。

なお、提出期間、提出方法等は下記のとおりとする。

(1) 公募申込受付期間

令和8年8月14日（金）～令和8年10月2日（金）

（ただし、土曜日及び日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）

(2) 提出方法等

持参によるものとし、提出された書類は返却しない。

（郵送、電話、ファックス及びインターネットによる受付は行わない。）

① 公募に要する経費は、申込者の負担とする。

② 一度提出した書類の訂正、変更等は認めない。ただし、洲本市教育委員会が必要と認めるときはこの限りでない。

(3) 質問書の提出及び回答

公募の内容に関する質問は、質問書により行うものとし、質問書の提出期間、提出方法及び回答方法は下記のとおりとする。

令和8年8月14日（金）～令和8年9月25日（金）

提出方法は、持参またはファックスによる。

回答方法は、すべての質問及び回答をとりまとめ、市のホームページに掲載し、かつ、洲本市教育委員会生涯学習課に備えおくものとする。

(4) 公募申込書等すべての提出場所及び問合せ先

洲本市教育委員会生涯学習課スポーツ推進係

兵庫県洲本市本町三丁目4番10号(洲本市役所4階)

TEL 0799-24-7632(直通) FAX 0799-26-1510

(5) 提出書類(各1部を提出)

*②～⑤については、令和8年4月1日以後に発行されたもの

① 公募申込書(様式1、2、3)

② 法人登記事項証明書(現在事項全部証明書)*法人のみ

③ 住民票抄本(本籍及び続柄の表示は不要)*個人のみ

④ 所管税務署の発行する納税証明書

*法人…法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

*個人…申告所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書

⑤ 市町村税の納税証明書

※法人市町村民税(直近の一事業年度分)

固定資産税(直近の一年度分)

軽自動車税

国民健康保険税(個人のみ)

住民税(直近の一年度分)

12 公募資格の確認等

(1) 提出書類に基づき、公募資格の有無について、以下のとおり審査を行う。

① 審査基準は以下のとおりとする。

ア 事業者としての資格審査

イ 事業計画・内容についての審査

ウ 事業採算性についての審査

エ その他総合的な評価

② 審査に当たり、申込者に直接ヒアリングを実施することがある。

③ 審査結果は一切公表しない。また、審査によりすべての申込者が公募資格を認められなかったときは、事業者決定を見送ることがある。

(2) 公募資格を有する者に対しては、令和8年10月9日(金)までに入札関係書類を郵送する。なお、当該資格を認められなかった者に対しても別途通知する。

なお、公募資格を認められた後であっても、資格要件を満たさなくなったときは、公募資格を取り消す。

(3) 公募資格を認められた後に公募の申込みを辞退するときは、辞退届(任意様式)を提出するものとする。なお、辞退届の提出後は撤回できない。

13 入札書の提出

(1) 提出日時

令和8年10月23日(金) 午後5時まで

(2) 提出場所

洲本市教育委員会生涯学習課（洲本市役所 4 階）

（3）提出方法等

- ① 入札書の提出は、持参によるものとする。
- ② 入札書に記載する金額は、月額とし、消費税に相当する額を加算した金額を記載すること。
- ③ 代理人により入札する場合は、委任状を提出しなければならない。
- ④ 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

14 使用予定者の決定等

使用予定者の決定、最低使用料及び入札の無効等については、下記のとおりとする。

（1）選定方法等

- ① 使用予定者の決定は、下記（2）の最低使用料以上で入札した者のうち、審査会での選定により決定する。なお、選定結果は、文書により通知するものとする。
- ② 審査に当たり、申込者にヒアリング等を実施することがある。
- ③ 公募要項の解釈に疑義が生じたときは、洲本市教育委員会の解釈による。
- ④ 入札者は決定後、公募要項について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。また、選定結果に対する問合せ、異議等には一切応じない。
- ⑤ 使用予定者に決定された者は、原則、辞退することができない。

（2）最低使用料

最低使用料は月額 80,000 円（税込）とする。入札書に記載された金額が最低使用料未満のときは、失格とする。

（3）入札の無効等

次のいずれかに該当するときは、入札を無効とする。

- ① 入札への参加資格がない者が行ったもの。
- ② 同一の者が 2 通以上行ったもの。
- ③ 公募書類（必要書類含む）に虚偽の記載をした者が行ったもの。
- ④ その他入札に関する条件に違反したもの。

（4）その他

- ① 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公平取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 入札が公平に執行できないおそれがある等、特別な事情があると認められるときは、入札を延期し、又は取り止めることがある。

今後の予定

公募申込受付期間	令和8年8月14日（金）～令和8年10月2日（金）
質問締め切り	令和8年9月25日（金）
公募資格確認通知	令和8年10月9日（金）まで
入札書の提出	令和8年10月23日（金）まで
審査会	令和8年10月下旬～11月上旬（予定）
使用予定者の決定	令和8年11月中旬（予定）